

生活衛生関係営業のみなさんへ

上手に利用 地震も安心!

耐震診断・改修制度



財団法人東京都生活衛生営業指導センター

<http://www.seiei.or.jp/tokyo/>

もしも今、東京でマグニチュード7の大地震が起きたら… あなたのお店は大丈夫!?

今後30年以内に南関東でマグニチュード7程度の地震が発生する確率は、70%程度あるとされ、首都直下地震発生の切迫性が指摘されています。

都が行った被害想定では、冬の夕方18時に東京湾北部を震源地とするマグニチュード7.3の地震が起こった場合、最悪のケースで死者約6400人、負傷者約16万人、建物被害は約47万棟におよぶとされています。このため都では、区市町村や関係防災機関との連携を強化し、さまざまな取り組みを進めていますが、被害を減らすためには都民や事業者の皆さまが、日ごろから地震への備えを行うことが欠かせません。

そのためにも、従業員やお客さまの安全を確保するとともに、地震の被害から早期に立ち直り、事業を継続できるよう、建物の耐震化をはじめとする地震災害の予防に取り組んでいただきたいと思います。

東京都総務局総合防災部
震災対策担当課長

赤木 宏 行

大切な命のため、そしてお店を守るため 耐震診断・改修をはじめましょう！

■従業員・お客さま・そして経営者の命を地震から守ります

阪神・淡路大震災では、約5500人の方が地震の直接的被害で亡くなっています。その犠牲者のほとんどは、建物の倒壊が原因なのです。もしも今、東京に大地震が発生したら…。あなたのお店は、大地震に耐えられる構造になっていますか？

大切な従業員、お客さま、そして経営者であるあなた自身の命を守るため、まずは「耐震診断」からはじめてみませんか？



■万全の地震対策があれば、スムーズに営業を続けることができます

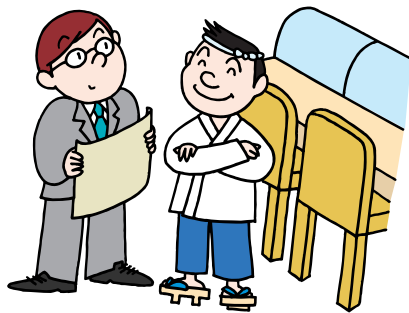
お店の建物を耐震構造にしておらず、大地震で建物が倒壊、破損してしまったら…。たとえ人命に関わることがなかったとしても、営業開始までに莫大な工事費と時間を費やしてしまいます。耐震改修工事で地震に強い建物にしておけば、大地震のあとでもスムーズに営業を続けることができます。



東京都内の自治体では、耐震診断・改修に向けてどんな助成制度があるの？

■改修工事が必要かどうかの診断を助成します

自治体によって助成の内容が異なりますが、改修工事が必要かどうかの診断を受けるにあたって、診断費用の補助を受けられたり、技術者を派遣してくれたり…などのサービスがあります。詳しくは、巻末の「耐震診断助成制度の一覧」をご覧くださいになるか、店舗のある自治体にお問い合わせを。



■耐震改修工事費用の補助が受けられます

耐震診断で「耐震改修工事が必要」と診断されたら、耐震改修の工事を行いますね。そのときに工事費用を補助してくれるシステムもあるんです。自治体によって内容が異なるのですが、工事費用の半分以上を負担してくれることも。詳しくは、巻末の「耐震改修助成制度の一覧」をご覧くださいになるか、店舗のある自治体にお問い合わせを。



たとえば…公衆浴場の場合、 こんな助成制度が受けられます

銭湯を利用してくれるお客さまはどなたも長いつきあいの方たちばかり。「お風呂に入っているときに大地震が来ちゃったら、裸だから逃げるのも大変だよなあ」「お客さまが安心して入浴を楽しめるお風呂屋さんになりたいわね」

ご主人と奥さんは「地震に強いお風呂屋さん」を目指して、耐震改修工事をすることにしました。銭湯の耐震工事には「応急的修繕」と「計画的修繕」の2通りの方法があって、それぞれ補助の内容が違うようです。



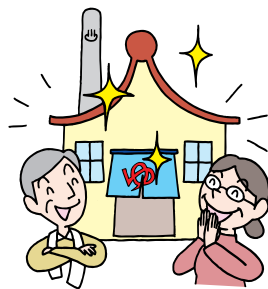
● 応急対策として煙突と窓の補強などからはじめる場合

屋根の軽量化、割れたガラスによる危険防止措置、煙突と窓部の補強、簡易な耐震診断などは「応急的修繕」に分類されます。補助の対象になる経費の限度額は300万円。そのうち最高150万円が補助されます。さらに、災害時に「地域住民への貢献活動をします！」という計画書を提出した場合には、補助限度額が最高200万円に引き上げられるのです。銭湯の無料開放や井戸水、生活用水の提供、避難所としての利用を許可するなど、銭湯ならではの貢献活動が期待されているんです。



● 計画的に進める、比較的费用のかかる修繕をする場合

洗い場・脱衣室などの補強で比較的费用のかかる修繕は「計画的修繕」に分類されます。補助の対象になる経費の限度額は1000万円。そのうち最高500万円が補助されます。そのほかにも、区や市が行う補助制度や、都の改善資金利子補助などを利用することも可能です。



まとめ

「うちの銭湯も古いからな、まずは応急的修繕からはじめてみるか?」「あら、せっかくだから応急修繕じゃなくて洗い場も脱衣室も丈夫な作りに改修してみない?」古い銭湯が「安心して入浴を楽しめるお風呂屋さん」に変身するのも、遠くはなさそうですね!

耐震診断&耐震改修 うちの場合はどうなの!?

Q

うちのお店、昭和53年に建てたときには耐震の検査なんてなかったような…耐震建築の認定っていつから始まったの？

A

建築基準法が改正されて耐震基準が強化されたのは昭和56年（1981年）6月から。昭和56年5月31日以前に立てられた建物は、改正前の建築基準法に基づいて「旧耐震設計基準」で作られているのです。

阪神淡路大震災では、昭和56年6月以降に建てられた建物は、被害が少なかったのだそうです。あなたのお店や住宅も、昭和56年5月31日以前に建てられたものだったら、耐震診断を受けることをおすすめします。



Q

耐震改修が必要なのかどうか、がそもそもわからないよ！

A

昭和56年6月以降に建てられた建物であれば、耐震改修は必要ないでしょう。ただし、昭和56年5月31日に建てられた建物でしたら、まずは改修が必要かどうかの診断を受けることをおすすめします。自

治体によっては診断費用の補助が受けられたり、無料で診断してくれる技術者を派遣してくれるところもあります。詳しくは巻末の「耐震診断助成制度の一覧」をご覧ください。店舗のある自治体にお問い合わせを。



Q

耐震診断を受けるには、どこにお願いすればいいの？ 具体的にどんなことをするのか？

A

依頼をすれば耐震診断をしてくれる技術者を派遣してくれる自治体もあります。また、自治体指定の団体に診断を依頼することで、かかった費用を負担してくれる制度があるところも。まずはあなたのお店がある自治体に問い合わせてみましょう。

診断の仕方もいろんな方法がありますが、基本は専門家（建築士など）が、建物の設計図や目視などによって建物の強さを診断することが多いようです。設計図などの書類が必要な場合もあるので、あらかじめ必要なものを自治体に確認してみましょう。

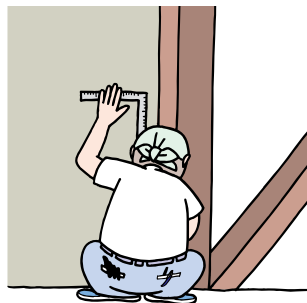
**Q**

「耐震改修工事が必要」と診断された場合、いつまでに改修工事を終了しなくちゃいけないの？ それまでに終了できなかったら罰則があるの？

A

耐震改修工事が必要、と診断されて工事を行わなかったとしても罰則はありません。耐震改修工事への助成制度は、あくまでも「耐震工事をして丈夫な建物にしよう」という方を支援するものであって、強制するものではないのです。

ただ、せっかく補助する制度があるのですから、ぜひご利用いただいて、地震への不安から解放されてほしい、と願っています。



Q

改修工事をしなくても罰則がないならこのままでいきたいんだけど…

A

先の質問にもあるとおり罰則はありませんが、せっかくの補助制度をぜひ有効に活用していただきたいものです。もしも地震でお店の建物が倒壊・損傷してしまったら、お客さまや従業員、そしてあなた自身の命を危険にさらすことに。そして壊れてしまったからの建て直し費用は、事前に改修工事をする費用の何倍もかかることが想定されます。安心して働けるお店、お客さまも安心して利用できるお店のために、ぜひ耐震改修工事を検討してみてください。

ちなみに、国では平成27年までに9割以上の住宅や多数が利用する建築物が耐震化されている状態を目指しています。これが達成されるかどうかは、皆さんの意識次第。お客さま、従業員、町の人々、家族やあなた自身のためにぜひ耐震改修工事で安心を手に入れてくださいね。

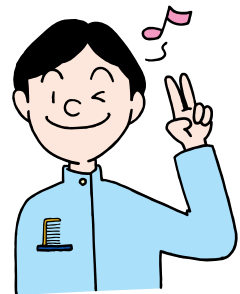
**Q**

耐震改修をすることで、税金面での優遇はないの？

A

住宅に併設されている場合には、住宅部分について所得税からの控除や固定資産税の減額などの優遇が得られる場合があります。お住まいの自治体によって内容が異なるので、詳しくは各自治体に問い合わせてみてください。

なお、所得税については、税務署へお問い合わせください。

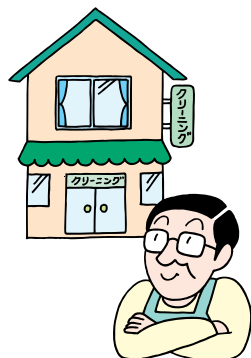


Q

うちは住宅と店舗が一緒の建物なんだけど、店舗改修費用で自宅も改修補助してくれるの？

A

自治体によって詳細は異なりますが、補助制度がある自治体のほとんどが、住宅部分の改修でも補助が受けられるようになっています。どちらかといえば店舗の改修補助よりも住宅の改修補助に力を入れているところが多いので、住宅兼店舗の場合は「住宅としての使用が延べ床面積の半分以上」とか「3分の2以上」など、店舗よりも住宅として多くのスペースを使っていることが条件になっていることも少なくありません。詳しくは、あなたのお住まいの自治体に問い合わせてみてください。

**Q**

補助を受けるのに、条件ってあるの？

A

自治体によっては、「何歳以上、何歳未満」などの年齢制限や「地方税を滞納していないこと」、「年収がいくら以下の人」などの条件を設けている場合があります。詳しくは、あなたのお店がある自治体に問い合わせてみましょう。



あなたの自治体では

■耐震診断助成制度一覧

生衛業者が利用できる耐震診断助成制度がある自治体の情報のみ、掲載しています。あなたのお店がある自治体の情報が掲載されていない場合には、各自治体にお問い合わせください。

耐震診断					
事業主体	事業名	問い合わせ先	事業主体	事業名	問い合わせ先
足立区	足立区住宅・建築物耐震助成制度	足立区役所 建築部 副参事(耐震化促進) TEL.03-3880-5317	豊島区	木造住宅の耐震診断補助事業 分譲マンションの耐震診断補助事業	豊島区 建築指導課 許可・耐震グループ TEL.03-3981-0590
荒川区	荒川区木造建物耐震化推進事業 荒川区非木造建物耐震化推進事業	荒川区 都市整備部 住環境整備課 TEL.03-3802-4303	中野区	中野区木造住宅耐震診断事業実施要綱 中野区非木造共同住宅耐震診断助成要綱	中野区 都市整備部 建築分野 建築防災・指導担当 TEL.03-3228-5576
板橋区	【木造】木造住宅耐震化推進事業 【非木造】板橋区建築物の耐震診断経費の助成に関する要綱	板橋区 都市整備部 市街地整備課 TEL.3579-2554 板橋区 都市整備部 建築指導課 TEL.3579-2579	練馬区	民間建築物耐震改修工事等助成事業 戸建住宅耐震改修工事等助成事業	練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 建築課 建築安全係 TEL.03-5984-1938
江戸川区	緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等助成(緊急輸送道路沿道の建築物ではない場合は、適用不可)	江戸川区 都市開発部 建築指導課 建築係 TEL.03-5662-1106	文京区	文京区耐震診断助成制度	文京区 都市計画部 建築課 構造担当 TEL.03-5984-1264
大田区	大田区建築物耐震診断助成事業	大田区 まちづくり推進部 都市開発課 TEL.03-5744-1349	港区	港区建築物耐震診断助成要綱	港区 環境・街づくり支援部 都市計画課 TEL.03-3578-2346
葛飾区	葛飾区木造建築物耐震診断助成 葛飾区民間建築物耐震助成	葛飾区 建築課 TEL.03-5654-8355	国立市	国立市木造住宅耐震診断助成事業	国立市役所 都市振興部 地域整備課 TEL.042-576-2111
北区	東京都北区木造民間住宅耐震改修促進事業 東京都北区マンション耐震化支援事業	北区 建築課 TEL.03-3908-9176 北区 まちづくり部 住宅課 TEL.03-3908-9201	国分寺市	木造住宅耐震診断士派遣事業	国分寺市 都市建設部 都市計画課 TEL.042-300-1671
江東区	耐震診断助成事業	江東区 建築調整課 建築防災担当 TEL.03-3647-9217	小平市	小平市木造住宅耐震診断費用補助事業	小平市 防災安全課 TEL.042-346-9519
新宿区	新宿区建築物等耐震化支援事業	新宿区役所 都市計画部 地域整備課 TEL.03-5273-3829	狛江市	狛江市木造住宅耐震診断助成金交付制度 狛江市分譲マンション耐震診断助成金交付制度	狛江市 建設環境部 都市整備課 TEL.03-3430-1111
杉並区	木造住宅などの耐震化支援 マンションなど木造以外の耐震化支援事業	杉並区役所 都市整備部 建築課 建築防災係 TEL.03-3312-2111	立川市	木造住宅耐震診断助成制度	立川市 住宅課 TEL.042-523-2111
墨田区	墨田区民間建築物耐震診断助成制度	墨田区 建築指導課 耐震化担当 TEL.03-5608-6269	羽村市	羽村市木造住宅耐震診断補助金交付要綱	羽村市 建設部 建築課 建築係 TEL.042-555-1111
世田谷区	世田谷の耐震対策	世田谷区 都市整備部 建築調整課 TEL.03-5432-2468	東大和市	平成20年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱	東大和市 建設環境部 都市計画課 地域整備係 TEL.042-563-2111
台東区	台東区安全で安心して住める建築物等への助成	台東区 建築課 TEL.03-5246-1335	日野市	日野市木造住宅耐震診断補助金	日野市 まちづくり部 建築指導課 TEL.042-587-6211
中央区	建物の耐震診断等への助成	中央区 都市整備部 建築課 構造係 TEL.03-3546-5459	府中市	府中市木造住宅耐震診断調査助成金	府中市 市民生活部 住宅労働課 勤労福祉係 TEL.042-335-4125
千代田区	千代田区建築物耐震診断助成制度 千代田区マンション耐震化促進事業	千代田区 まちづくり推進部 建築指導課 TEL.03-5211-4310 千代田区 まちづくり推進部 建築指導課 TEL.03-5211-4310	武蔵野市	安全にぎわいのまちづくり促進型耐震助成 民間住宅耐震診断助成制度(民間建築物耐震診断助成制度)	武蔵野市 都市整備部 住宅対策課 TEL.0422-60-1905 武蔵野市 都市整備部 住宅対策課 TEL.0422-60-1905

どんなサポートがある？

■耐震改修等助成制度一覧

生衛業者が利用できる耐震改修等助成制度がある自治体の情報のみ、掲載しています。あなたのお店がある自治体の情報が掲載されていない場合には、各自治体にお問い合わせください。

改修工事					
事業主体	事業名	問い合わせ先	事業主体	事業名	問い合わせ先
足立区	足立区住宅・建築物耐震助成制度	足立区役所 建築部 副参事(耐震化促進) TEL.03-3880-5317	豊島区	木造住宅の耐震改修補助事業	豊島区 建築指導課 許可・耐震グループ TEL.03-3981-0590
	足立区公衆浴場施設改善資金利子補助	足立区 衛生部 衛生管理課 衛生管理係 TEL.03-3880-5891	中野区	中野区木造住宅耐震改修助成要綱	中野区 都市整備部 建築分野 建築防災・指導担当 TEL.03-3228-5576
	足立区公衆浴場設備改善補助金			中野区住宅資金等融資あっ旋事業(木造住宅耐震改修資金)	
荒川区	荒川区木造建物耐震化推進事業	荒川区 都市整備部 住環境整備課 TEL.03-3802-4303	練馬区	民間建築物耐震改修工事等助成事業	【助成制度について】 練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 建築課 建築安全係 TEL.03-5984-1938 【融資制度について】 練馬区 区民生活事業本部 産業地域振興部 経済課融資係
	荒川区非木造建物耐震化推進事業			戸建住宅耐震改修工事等助成事業	
板橋区	【木造】木造住宅耐震化推進事業	板橋区 都市整備部 市街地整備課 TEL.3579-2554	文京区	文京区耐震改修促進助成制度	文京区 都市計画部 地域整備課 TEL.03-5803-1374
大田区	大田区建築物耐震改修計画、設計助成事業、大田区建築物耐震改修工事助成事業	大田区 まちづくり推進部 都市開発課 TEL.03-5744-1349	港区	港区民間建築物耐震化促進事業実施要綱	港区 環境・街づくり支援部 都市計画課 TEL.03-3578-2346
	大田区中小企業融資「耐震対策資金」	大田区 産業振興課 融資係 TEL.03-3733-6185			
葛飾区	葛飾区木造建築物耐震改修助成 葛飾区民間建築物耐震改修助成(平成21年度より)	葛飾区 建築課 TEL.03-5654-8355	国分寺市	木造住宅耐震改修助成制度	国分寺市 都市建設部 都市計画課 TEL.042-300-1671
北区	東京都北区木造民間住宅耐震改修促進事業	北区 建築課 TEL.03-3908-9176	小平市	小平市木造住宅耐震改修費用補助事業	小平市 防災安全課 TEL.042-346-9519
江東区	耐震補強工事助成事業	江東区 建築調整課 建築防災担当 TEL.3647-9217	羽村市	羽村市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱	羽村市 建設部 建築課 建築係 TEL.042-555-1111
新宿区	新宿区建築物等耐震化支援事業	新宿区役所 都市計画部 地域整備課 TEL.03-5273-3829	東大和市	平成20年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱	東大和市 建設環境部 都市計画課 地域整備係 TEL.042-563-2111
杉並区	木造住宅などの耐震化支援 マンションなど木造以外の耐震化支援事業	杉並区役所 都市整備部 建築課 建築防災係 TEL.03-3312-2111	日野市	日野市住宅リフォーム資金補助金	日野市 まちづくり部 産業振興課 TEL.042-585-1111
墨田区	墨田区木造住宅耐震改修促進事業	墨田区 建築指導課 耐震化担当 TEL.03-5608-6269	府中市	府中市木造住宅耐震改修等助成金	府中市 市民生活部 住宅助産課 勤労福祉係 TEL.042-335-4125
世田谷区	世田谷の耐震対策	世田谷区 都市整備部 建築調整課 TEL.03-5432-2468	武蔵野市	安全にぎわいのまちづくり促進型耐震助成	武蔵野市 都市整備部 住宅対策課 TEL.0422-60-1905
中央区	建物の耐震診断等への助成	中央区 都市整備部 建築課 構造係 TEL.03-3546-5459		民間住宅耐震改修助成制度	
千代田区	千代田区マンション耐震化促進事業	千代田区 まちづくり推進部 建築指導課 TEL.03-5211-4310	武蔵野市小規模事業者事業用建物の建築等に伴う融資に係る信用保証料補助制度	武蔵野市 環境生活部 生活経済課 TEL.0422-60-1832	

もしもの時のために備えよう！ 地震対策

お店に常備しておきたい防災グッズ

地震災害に備えて、最低限の水と食料を準備しておきましょう。あなたと従業員、場合によっては家族全員が3日暮らせる分くらいを用意しておけば安心です。

- 食料
(乾パン、缶詰など)
- 水は1人につき1日3リットルほど
- 簡易トイレ
- 常備薬
- 小型のラジオ
- 懐中電灯
- 乾電池
- マッチやライター
- タオル
- ティッシュペーパー
- 包帯や絆創膏、消毒液などの救急セット



事前に試しておきたい、災害用伝言ダイヤルの使い方

大地震が起きたとき、一番心配なのは家族や従業員、知り合いの安否ですね。携帯電話や固定電話がつながりにくくなるので、災害用伝言ダイヤルの使い方をあらかじめ確認しておくことをおすすめします。

- (1) まず「171」をダイヤル
- (2) 録音または再生を選ぶ
- (3) 被災地の方の電話番号をダイヤル
- (4) メッセージを録音・再生することができます

地震はいつ襲ってくるかわからないもの。「備えずぎ」ということはありません。家族と従業員、お客様とあなた自身のために、できる限りの備えをしておきましょう。

